

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

（奈良市決定）

都市計画鶴舞東町地区地区計画を次のように決定する。（平成２５年３月１５日決定）

名 称	鶴舞東町地区地区計画	
位 置	奈良市鶴舞東町及び学園朝日町の各一部	
面 積	約 １１．６ ha	
区域の 整備・ 開発及 び保全 に関する方針	地区計画の 目標	本地区は、市の西部丘陵地に位置し、昭和３０年代後半に日本住宅公団（現、独立行政法人都市再生機構）によって開発された大規模住宅団地の一部である。周辺地区は、民間の住宅開発が進んで良好な環境の住宅地を形成している。 しかし、近年ライフスタイルの変化に伴って、住戸面積の拡大や住宅設備の更新など居住環境の向上のための建替えが必要になっている。住宅団地の建替えにあたっては、居住環境の向上だけでなく、地域のシンボルロードである都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の沿道の整備及び周辺地域と調和した良好な住宅市街地の形成に努めることとしている。 このため本地区において、高度地区の変更と併せて地区計画を定めることにより、奥柳登美ヶ丘線沿いの歩行者空間の確保及び景観形成並びに周辺住宅地の環境に配慮した適正な土地利用を誘導し、良好な市街地の形成を図り、将来にわたり維持・保全することを目指す。
	土地利用の 方針	都市計画道路奥柳登美ヶ丘線沿道の賑わいや地域のシンボルとなる街路景観を形成するとともに、地区の特性に応じた良好で周辺地域と調和した住宅市街地形成を図るため、地区を次のように細分化する。 １）「Ａ地区」（中高層住宅地区） 大規模住宅団地の建て替えを促進し、多様な家族構成と年代層に対応した駅徒歩圏に新たな都市型の共同住宅と福祉関連施設の誘致を図り、ゆとりと安心のある中高層住宅を主体とした住宅市街地を形成する地区。 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線に面し、壁面の位置を制限した敷地部分については、歩行者空間と沿道の緑化の確保に努める。 また、東側区域境界部分の法面については、街区のゆとりと安全性を考慮した緑地整備を行い、維持・保全を図る。 ２）「Ｂ地区」（低層住宅地区） 周辺の低層戸建て住宅地の良好な住環境と調和した、良好な居住環境を備えた低層住宅を主体とした住宅市街地を形成する地区。

		東側区域境界部分の法面については、街区のゆとりと安全性を考慮した緑地整備を行い、維持・保全を図る。	
地区施設の整備の方針		開発事業により整備が行われる区域内的の道路や公園等を適正に配置し、整備された道路・公園等の機能及び環境が損なわれないよう維持・保全を図る。	
建築物等の整備の方針		都市計画道路奥柳登美ヶ丘線沿道については、ゆとりのある景観形成を図り、また敷地境界部分の法面の保護を目的として、建築物の壁面の位置の制限を定める。 また、周辺地域の居住環境や近接する学校・幼稚園に配慮しつつ、地区内建築物の居住環境の向上を目的とした、秩序ある高度利用を誘導するため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態・意匠の制限及び垣・柵の構造の制限を定める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路 1 幅員 10.0m 延長 約390m 区画道路 2 幅員 10.0m 延長 約140m 区画道路 3 幅員 6.0~10.0m 延長 約460m 区画道路 4 幅員 6.0m 延長 約140m 歩行者専用道路 幅員 4.0m 延長 約 50m 緑 地 2箇所 面積 約12,500㎡ 公 園 1箇所 面積 約450㎡	
	建地区名称	A地区	B地区
建築物等に関する事項	区分面積	約 8.4 ha	約 3.2 ha
	建築物の用途の制限	自動車車庫（建築物に付属するものを除く。）は、建築してはならない。	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ただし、この地区計画の決定の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物に対しては、この制限は適用しない。 （１）住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下同じ。） （２）延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	次のアからクまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア. 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ. 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ. 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ. 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ. 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） カ. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 キ. 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
----------------------------	--	-----------	---

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	ク. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 寄宿舍又は下宿 (4) 幼稚園 (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） (7) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの (8) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所 (9) 巡査派出所 (10) 公衆電話所 (11) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (12) 路線バスの停留所の上家 (13) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。） ア. 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの
----------------------------	--	-----------	--

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		イ. 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの ウ. 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 エ. 別表1に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度		130平方メートル ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家	
	建築物の建ぺい率の最高限度		10分の5（第一種低層住居専用地域内を除く。） ただし、この地区計画の決定の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物に対しては、この制限は適用しない。	
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものは除く。以下同じ。）の面から次の各号に掲げる部分の道路境界線、隣地境界線、地区計画区域境界線又は緑地境界線までの距離は、それぞれ当該各号に定める距離以上とすること。 ただし、この地区計画の決定の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこれらの制限に適合せず、又はこれらの制限に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物（以下「既存不適格建築物」という。）に対しては、これらの制限は適用しない。	

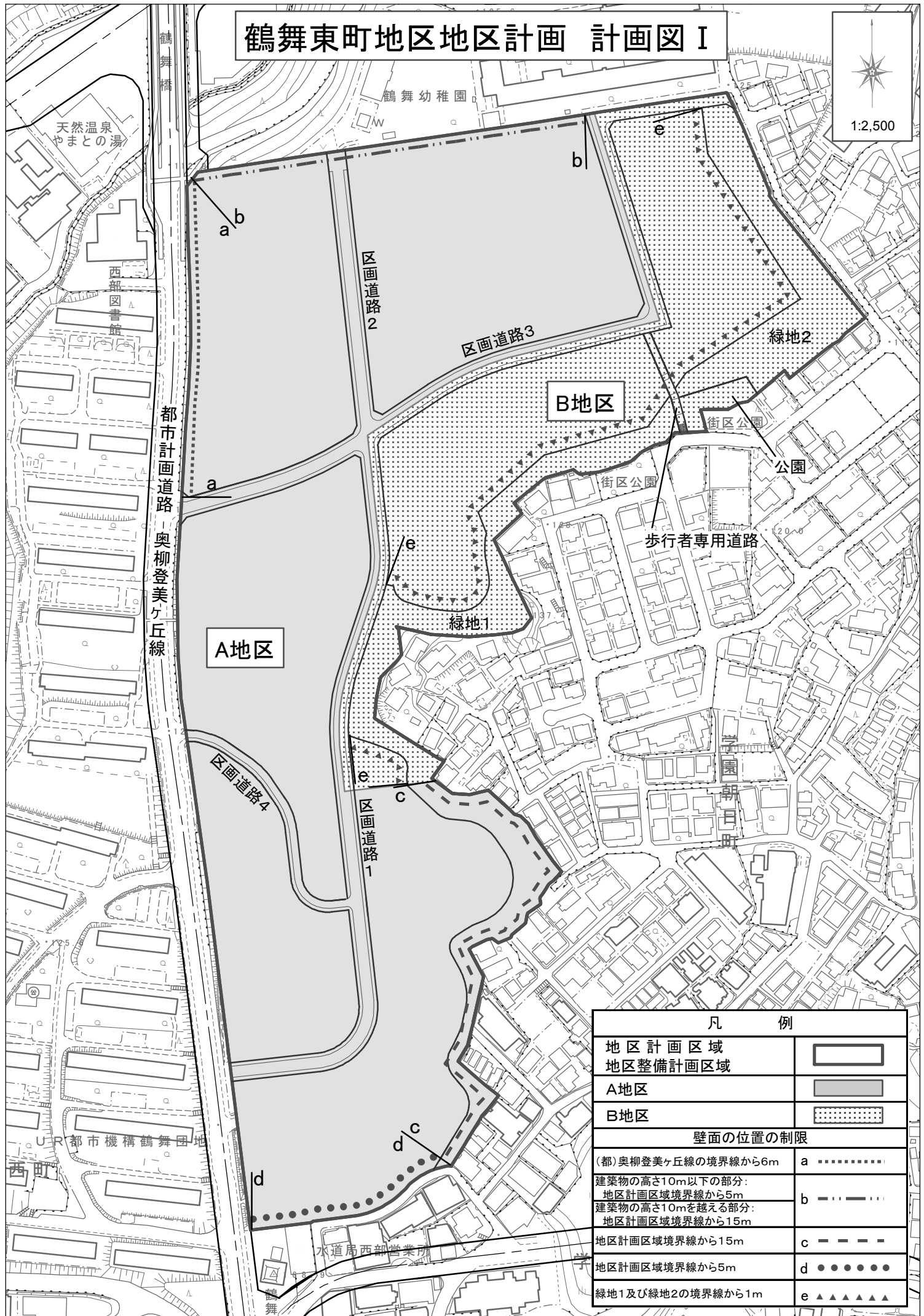
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	また、既存不適格建築物について行う大規模の修繕又は大規模の模様替に対しては、これらの制限は適用しない。 (1) 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の道路境界線から3メートル以上とする。ただし、計画図に示すa部分については6メートル以上とする。 (2) 前号以外の道路境界線（区画道路4の道路境界線を除く。）から1メートル以上とする。 (3) 計画図に示すb部分については、次のア又はイに定めるとおりとする。 ア. 建築物の各部分の高さが10メートル以下の部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上とする。 イ. 建築物の各部分の高さが10メートルを超える部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上とする。 (4) 計画図に示すc部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上とする。 (5) 計画図に示すd部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上とする。 (6) 計画図に示すe部分については、緑地境界線から1メートル以上とする。 (7) 隣地境界線（(3)から(6)までに規定する地区計画区域境界線及び緑地境界線を除く。）から0.5メートル以上とする。（第一種低層住居専用地域内を除く。） (8) (2)、(6)及び(7)に規定する距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア、イのいずれかに該当する場合は、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面には適用しない。 ア. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
	建築物の高さの最高限度		(1) 17メートル。 ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからウまでに定める高さを最高限度とする。 ア. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2に規定する許可を受けた建築物は、20メートル イ. 建築基準法第86条第	10メートル。 ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 また、この地区計画の決定の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	1 項から第 4 項までに規定する認定又は許可を受けた建築物は、20メートル ウ. 軒の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に定める高さによる。）が17メートル以下であり、軒の高さを超える屋根のすべての部分が次に掲げる要件を満たす勾配屋根建築は、20メートル （ア）10分の3から10分の7までの傾きのある勾配屋根であること。 （イ）屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。 （ウ）屋根面は、平面で構成されているものであること。 （2）階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、6メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。	事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物に対しては、この制限は適用しない。
	建築物等の形態又は意匠の制限		1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、別表第2に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 ただし、自然素材を使用する場合は、この限りではない。 2 建築物の外壁又はこれらに代わる柱の色彩は、地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅については、別表第2に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、その他の建築物については、別表第3に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととする。塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等、穏やかな印象となるよう配色すること。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	ただし、自然素材を使用する場合は、この限りではない。 3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。） 4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。） 5 塀、フェンス、ルーバー等その他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。（地上階数が3以下で、自己の居住の用に供する住宅を除く。） ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。 7 広告物に関する規制は、別表第4のとおりとする。 8 第1項から第6項までの規定は、この地区計画の決定の日以降新たに建築（大規模の修繕及び大規模の模様替を含む。）される建築物から適用する。	
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設置することができる垣又はさくの構造は、次の各号のいずれかに該当するもの。 ただし、地盤面からの高さが60センチメートル以下の腰積み、門又は門扉及び出入口は、この限りでない。 （1）生垣 （2）透視可能なフェンス等で、フェンス等の周辺に十分な植栽を施したもの	
区域は、計画図表示のとおり				

鶴舞東町地区地区計画 計画図 I

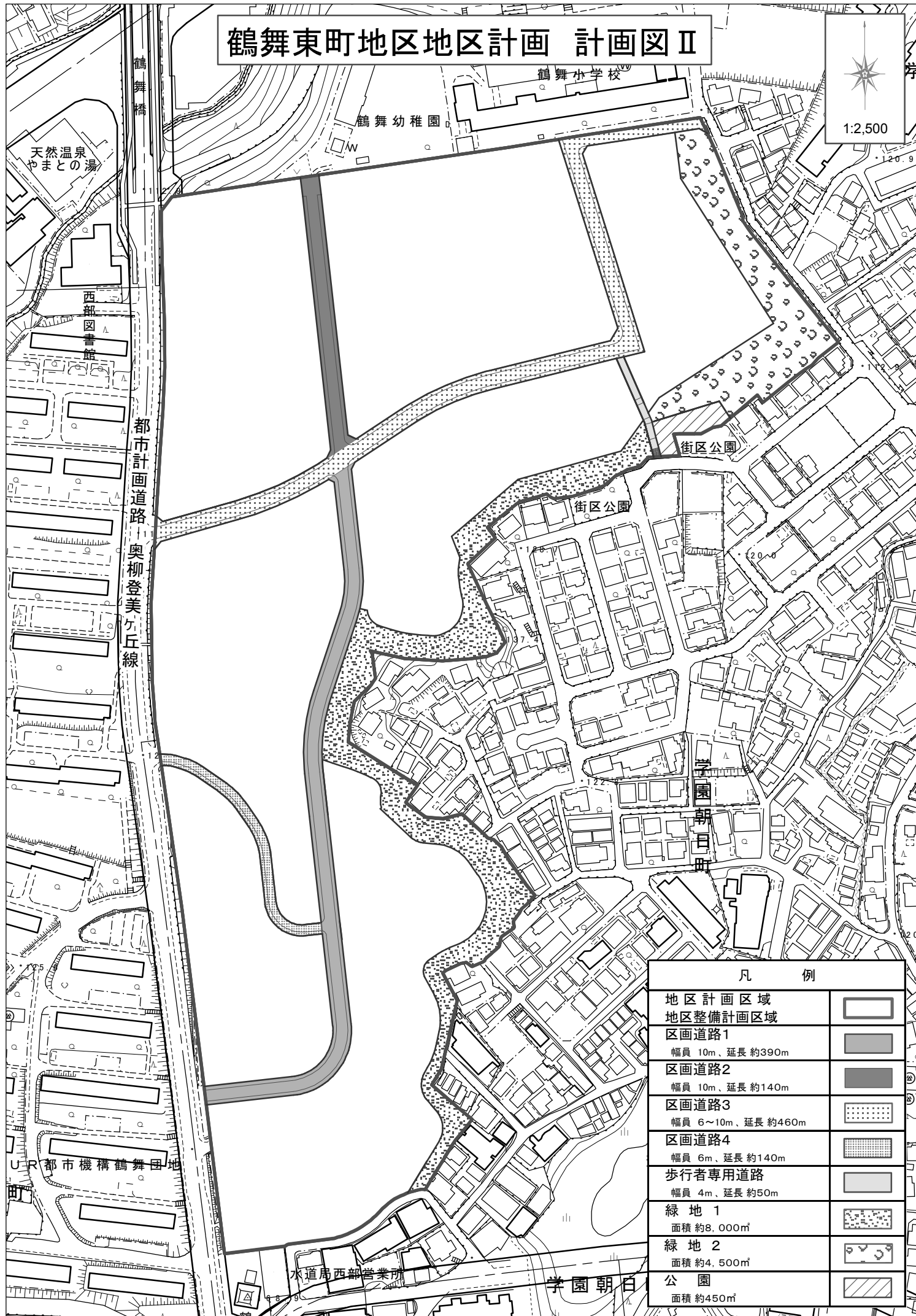
1:2,500



凡 例	
地区計画区域 地区整備計画区域	
A地区	
B地区	
壁面の位置の制限	
(都)奥柳登美ヶ丘線の境界線から6m	a
建築物の高さ10m以下の部分: 地区計画区域境界線から5m	b
建築物の高さ10mを超える部分: 地区計画区域境界線から15m	c
地区計画区域境界線から15m	d
地区計画区域境界線から5m	e
緑地1及び緑地2の境界線から1m	e

鶴舞東町地区地区計画 計画図Ⅱ

1:2,500



凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
区画道路1 幅員 10m、延長 約390m	
区画道路2 幅員 10m、延長 約140m	
区画道路3 幅員 6~10m、延長 約460m	
区画道路4 幅員 6m、延長 約140m	
歩行者専用道路 幅員 4m、延長 約50m	
緑地 1 面積 約8,000㎡	
緑地 2 面積 約4,500㎡	
公園 面積 約450㎡	

別表第 1

危 険 物			数 量	
火薬類取締法 (昭和25 年法律第 149号) に定める 火薬類 (玩具煙 火を除く。)	火薬		20キログラム	
	爆薬			
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管			
	銃用雷管		30,000個	
	実包及び空包		2,000個	
	信管及び火管			
	導爆線			
	導火線		1キロメートル	
	電気導火線			
	信号炎管、信号火箭及び煙火		25キログラム	
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品		当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量 に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの 限度による。		
マッチ			15マッチトン	
圧縮ガス			350立方メートル	
液化ガス			3トン	
可燃性ガス			35立方メートル	
消防法 (昭和23 年法律第 186号) 第2条第 7項に規 定する危 険物	第一類	第一種酸化性固体	50キログラム	
		第二種酸化性固体	300キログラム	
		第三種酸化性固体	1,000キログラム	
	第二類	硫化りん	100キログラム	
		赤りん	100キログラム	
		硫黄	100キログラム	
			第一種可燃性固体	100キログラム
		鉄粉	500キログラム	
			第二種可燃性固体	500キログラム
	第三類	引火性固体	1,000キログラム	
		カリウム	10キログラム	
		ナトリウム	10キログラム	
		アルキルアルミニウム	10キログラム	
		アルキルリチウム	10キログラム	
			第一種自然発火性物 質及び禁水性物質	10キログラム
		黄りん	20キログラム	
			第二種自然発火性物 質及び禁水性物質	50キログラム
			第三種自然発火性物 質及び禁水性物質	300キログラム
		第四類	特殊引火物	50リットル
	第一石油類		非水溶性液体	1,000リットル
			水溶性液体	2,000リットル
	アルコール類		400リットル	
	第二石油類		非水溶性液体	5,000リットル
			水溶性液体	10,000リットル
	第三石油類		非水溶性液体	10,000リットル
			水溶性液体	20,000リットル
	第四石油類		30,000リットル	
	動植物油類	10,000リットル		
		第五類	第一種自己反応性物 質	10キログラム
			第二種自己反応性物 質	100キログラム
	第六類		300キログラム	
	1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱 で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。			
2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の 限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。				
3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性 質欄に掲げる性状による区分とする。				
4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表 に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする 危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる 火薬類の貯蔵については、この限りでない。				

別表第 2

	色相区分	明 度	彩 度
建築物の屋根	0.1 R ～ 10.0 R	4 未満	4 未満
	0.1 Y R ～ 10.0 Y R	4 未満	4 未満
	0.1 Y ～ 10.0 Y	4 未満	4 未満
	0.1 G Y ～ 10.0 G Y	4 未満	4 未満
	0.1 G ～ 10.0 G	4 未満	4 未満
	無彩色	4 未満	—
建築物の外壁 又は これに代わる柱	0.1 R P ～ 10.0 R P	2 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0.1 R ～ 4.5 R 未満	2 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	4.5 R ～ 5.5 R 未満	2 以上 3 未満	4 以下
		3 以上 4 未満	8 以下
		4 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	5.5 R ～ 10.0 R	2 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0.1 Y R ～ 10.0 Y R	2 以上 3 未満	3 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
		5 以上 6 未満	4 以下
		6 以上 7 未満	3 以下
		7 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	0.1 Y ～ 5.0 Y 未満	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 4 未満	4 以下
		4 以上 7 未満	6 以下
		7 以上 8 未満	4 以下
		8 以上 9 未満	3 以下
		9 以上	2 以下
	5.0 Y ～ 10.0 Y	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0.1 G Y ～ 10.0 G Y	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	0.1 G ～ 10.0 G	2 以上 7 未満	2 以下
		7 以上 9 未満	1 以下
	0.1 B G ～ 10.0 B G	2 以上 7 未満	2 以下
		7 以上 9 未満	1 以下
	0.1 B ～ 10.0 B	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上	1 以下
	0.1 P B ～ 4.5 P B 未満	2 以上	2 以下
	4.5 P B ～ 5.5 P B 未満	2 以上 3 未満	8 以下
		3 以上 4 未満	6 以下
		4 以上	2 以下
	5.5 P B ～ 10.0 P B	2 以上	2 以下
	0.1 P ～ 10.0 P	2 以上 9 未満	2 以下
	無彩色	9 以下	—

(注) 表の数値は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第 3

	色相区分	明 度	彩 度
建築物の外壁 又は これに代わる柱	0.1 R P ～ 10.0 R P	2 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0.1 R ～ 4.5 R 未満	2 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	4.5 R ～ 5.5 R 未満	2 以上 3 未満	4 以下
		3 以上 4 未満	8 以下
		4 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	5.5 R ～ 10.0 R	2 以上 7 未満	4 以下
		7 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0.1 Y R ～ 10.0 Y R	2 以上 3 未満	3 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
		5 以上 6 未満	4 以下
		6 以上 7 未満	3 以下
		7 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	0.1 Y ～ 5.0 Y 未満	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 4 未満	4 以下
		4 以上 7 未満	6 以下
		7 以上 8 未満	4 以下
		8 以上 9 未満	3 以下
		9 以上	2 以下
	5.0 Y ～ 10.0 Y	2 以上 3 未満	2 以下
		3 以上 8 未満	3 以下
		8 以上 9 未満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0.1 G Y ～ 10.0 G Y	2 以上 8 未満	2 以下
		8 以上 9 未満	1 以下
	無彩色	9 以下	—

(注) 表の数値は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

別表第 4

種 別		鶴舞東地区計画内 屋外広告物制限内容	
広告物に関する事項	用 途 等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、または掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定にあげる広告物又はこれを掲出する物件。	
	位 置	1 敷地境界線を越えて掲出できない。 2 交差点から 5 m 以内には設置できない。ただし、建築物等を利用するものは除く。 3 地区の北側、東側及び南側の隣接地に向かって掲出できない。	
	照 明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。	
	色 彩	1 黄色（O. 1 Y～1 O. 0 Y）の彩度基準については、9. 0 以下とする。 2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺、その他白に近い淡色、又は、壁の色と同等とする。	
	表示面積	A 地区	B 地区
			1 0 m ² 以下かつ 1 広告物ごとにつき 6 m ² 以下
	そ の 他	この地区計画の決定の際の現に存する広告物又は現に修繕若しくは模様替えの工事中の広告物が、これらの制限に適合せず、又これらの制限に適合しない部分を有する場合においては、当該広告物に対して、これらの制限は適用しない。	
屋上広告物		設置できない。	
壁 面 広 告 物		1 壁面に直接塗装するものは、設置できない。 2 3 階以上に掲出するものについては、切り文字形式とする。 3 屋根、パラペット等には設置できない。 4 大きさ、設置高さは、建物と調和を図る。 5 突き出し形状は設置できない。 6 枠付き広告幕は、掲出できない。 7 窓のガラス面へは掲出できない。但し、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。 8 設置個数は、複数テナントであっても 1 壁面最大 3 箇所までとする。	

塀垣広告物	1 切り文字形式に限る。 2 突き出し形状は、設置できない。 3 壁面に直接塗装するものは、設置できない。	
広告塔	A地区	B地区
	1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 1敷地に2基までとし、高さは、8m以下とする。 3 1基あたりの総表示面積は、20㎡以下とし、1面の表示面積は10㎡以下とする。 4 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。	1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 1敷地に2基までとし、高さは、8m以下とする。 3 1基あたりの総表示面積は、6㎡以下とする。 4 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
広告板	1 できるだけ集合化を図ること。 2 1敷地1基までとし、表示面積は、10㎡以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。	1 できるだけ集合化を図ること。 2 1敷地1基までとし、表示面積は、6㎡以下とする。 3 支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。
気球広告物 広告幕 立看板 はり札 はり紙	イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去する。ただし、地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。	
アーチ広告物 電柱広告物	設置できない。	